

平成24年12月20日

厚生労働省

**宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業について（追加）****（事前調査漏れの経緯）**

宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業については厚生労働省資料2別添参照。その後委員の指摘により事前調査漏れが生じた原因のさらなる調査を行い、次の点を把握した。（前回の資料で掲載している原因は除く）

- 事前調査を行ったのは除去業者の事業者で、石綿の除去工事10年の業務経験があり、石綿作業主任者技能講習修了者である。
- 事前調査及び除去に関して範囲や工事の内容について除去業者は目に見える範囲での除去を依頼されていると認識。解体業者は全ての除去を依頼したとの認識
- 事前調査については、目視で見える範囲の吹きつけの一部のみ分析を行い終了している。
- 除去は目視で見える範囲の石綿のみ除去された。なお、除去業者の見積もりの段階で、目視及びこれまでの経験から結露防止ではなく耐火被覆と判断したためH鋼裏側等石綿の巻き付けはないと判断している。
- 除去後、解体業者、除去業者で目視により除去状況の確認が行われていた。このとき除去が行われた部分のみ確認が行われ、除去が終わっていると判断している。
- 解体工事においては既に全ての石綿建材の除去が終わっているとの認識で工事が進められた。
- 適正な事前調査及び適正な除去工事の施工に影響を与えるような請負費用・工期等の制約は認められなかった。

**（今回の事案が生じた主たる推定原因）**

- 事前調査や除去が一貫して目視で見える範囲のみしか行われていなかった。
- 過去の経験から石綿がないと目視で判断しているが、事前調査や除去を専門に行う業者は（解体工事の経験が少ない等の理由から）見えない部分の石綿建材の有無に関する経験が不足していたのではないか
- 除去後に除去状況の確認を行っているが、双方見える範囲の石綿の除去をもって終了したものと判断している。（解体業者、除去業者等の間で工事の範囲や受注内容の認識がずれている。）
- 多くの解体工事で石綿の除去は専門業者に下請けさせ、解体と除去が別々の業者によって別々の時期に行われるが、それぞれの請負う工事の範囲や内容を明確にして漏れがないようする必要がある。

**（対応案）**

- **平成24年10月25日基安化発1025第3号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」の1（1）や（2）に基づく見落としの防止等の事前調査の徹底**
  - ・ **（網羅的な事前調査）** 事前調査を行う者は、事前調査においては過去の経験や建築の知識も重要で

あるが、それら知識のみに頼り、調査範囲を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下地等目視では確認できない部分まで確実に調査を行うこと。試料採取に当たっては調査する労働者に呼吸用保護具等必要なばく露防止対策を実施させた上、下地や見えない部分まで貫通して採取すること。

- ・ （事前調査結果の説明） 事前調査業者は、事前調査終了後、事前調査の完成の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者、除去業者及び解体業者に対して、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。
- ・ （国の支援） 事前調査や除去業を専門として行う業者に関しては、解体工事の経験が少ない等の理由で、見つけにくい隠れた部分の石綿含有建材の存在に関する経験が不足する懸念があるため、国は引き続き見えない事例の収集や採取に当たっての留意等適正な事前調査が行われるようマニュアル作成等支援を行う。

### ○ 除去が適正に行われているかどうかの検証を行うこと。いわゆる完成検査の実施

- ・ （隔離解除前検査） 除去工事業者は、隔離を解除する前に、石綿に関して一定の知見を有する者に除去状況を確認させ、取り残し等がないことを確認すること。この確認は、当該除去の範囲の事前調査を行った事前調査業者若しくは外部の専門家に行わせることが望ましい。併せて、石綿則第6条第3項の粉じんの処理等が適切に行われているかどうか石綿の濃度測定等を行い、粉じんの飛散の有無を確認するよう努めること。
- ・ （除去結果の説明） 除去工事業者は、隔離を解除した後に、除去工事の完成の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者（元請が除去工事を別業者に請け負わず場合は元請けも含む。以下同じ）、事前調査者及び解体業者に対して、実際の現場において除去を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。この際、除去を行った部分以外の場所についてもなぜ除去工事の対象とならなかったのか説明すること（例えば、事前調査業者の結果石綿がなかったとの報告があった、除去業者の判断で石綿がないと判断した、契約の対象となっていなかった等）。

### ○ 平成24年10月25日基安化発1025第3号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」の1（3）等に基づく業者間での事前調査や除去状況の伝達が円滑に行くよう、また工事の受注等のやりとりにより調査漏れ等を防ぐため、次の取組を行うことが望ましい。

- ・ （発注内容の明示及び事業終了報告） 発注者及び事前調査業者若しくは除去業者は、工事の発注及び受注に関して事前調査若しくは除去の対象とする範囲（建築物の全部又は一部フロア等）を書面等により明示するとともに、事前調査若しくは除去後、発注者は事前調査業者若しくは除去業者から実際行った事前調査若しくは除去の範囲、調査若しくは工事内容等を書面により報告として求めること。併せて、事前調査終了後及び除去工事終了後、関係者同席の下、上述の現場での説明も求めること。さらに、契約において左記工事の範囲や報告事項等について明示すること。
- ・ （情報共有手続き） 発注者は、除去業者若しくは解体業者に対して上述の報告を説明する、若しくは報告書を手交すること。
- ・ （事前調査徹底） 除去業者若しくは解体業者は、石綿障害予防規則第3条第1項の規定に基づき、

事前調査事業者の行った事前調査結果を確認し、自らが行う工事の範囲で調査漏れの部分がないかどうか改めて確認すること。

- ・ (報告書の保存) 発注者等工事に関係する全ての者は自ら行った若しくは受領した事前調査結果や除去工事に関する報告書を解体工事期間中及び工事終了後も保存しておくこと。